

令和 6 年度
いじめ防止基本方針



茅ヶ崎市立松林中学校

目 次

- 第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - 1 「いじめ防止基本方針」
 - 2 いじめ防止等の対策に関する理念
 - (1) 松林中学校のいじめ防止に向けた取組
 - (2) いじめの定義
 - (3) いじめの理解
- 第2 いじめ防止等に関する内容
 - 1 いじめの未然防止のための取組
 - 2 早期発見・早期対応のための取組
 - 3 早期解決のための取組
 - 4 携帯電話やインターネット等によるいじめへの対応
 - 5 いじめ防止等対策のための組織
 - (1) 名称
 - (2) 委員
 - (3) 役割
- 第3 重大事態への対処
 - 1 重大事態とは
 - 2 学校による調査
 - 3 学校の設置者への報告
- 第4 その他

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として大変卑劣な行為です。被害に遭った生徒は、成長の過程で重大な影響を受け、時には生命の危険にさらされたり、教育を受ける権利を侵害され、心身ともに健全な生活を取り戻すのに長い期間を要したりすることもあります。

しかしながら、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることで、被害者になったり加害者になったりすることがあるということを、私たちは認識する必要があります。また、たとえいじめられている子どもにどんな事情があろうと、いじめてよい理由にはなりません。いじめられてよい子どもなど一人もいないということを、本校のすべての教職員、生徒また保護者もしっかり認識する必要があります。

本校では、「いじめを決して行わない」「いじめを決してやらせない」「いじめを決して許さない」ために、いじめ防止等の対策を行います。

全ての生徒が自分の居場所があると感じられ、いじめがない安心・安全な温かい空気に包まれた学校を創るためには、学校、保護者、地域、その他の関係機関が密接に連携し、いじめを防止する対策を計画的に推進する必要があります。

生徒の誰もが安心して充実した学校生活を送り、主体的で豊かな学びをとおして信頼と誇りに充ちた活気のある学校の創造を図ることをめざして、「松林中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 「いじめ防止基本方針」

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成25年9月28日に施行されました。平成25年10月11日には文部科学大臣により、「いじめ防止等のための基本的な方針」が通知されました。松林中学校でも、神奈川県教育委員会、茅ヶ崎市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の基本的な方針をここに定めます。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(いじめ防止対策推進法)

2 いじめ防止等の対策に関する理念

(1) 松林中学校のいじめ防止に向けた取組

いじめの対応は、どの学校においても最も重要な課題のひとつです。現代の社会は価値観が多様化し、大人の社会においても規範意識の低下、希薄な人間関係、経済的格差などにより、心身の安定を図ったり感情をコントロールしたりすることが難しい状況にあります。さらに、社会では他人を蔑んで笑いにしたり、ゲームソフトでは暴力を肯定するような過激な内容になっているものもあります。子どもたちの世界でもインターネット等の普及により、交友関係がますます見えにくくなり、家庭に戻っても友人関係の緊張状態が継続されることがあります。また、集団の中の自分の居場所を確保するために、自分とは異質な者に対して攻撃をするなど、容易にいじめが起きやすい傾向が見られます。

このような状況を認識した上で、本校では、日々の授業や教育活動の全てをとおして、心身ともに健全な生徒の育成を図っていきたいと考えます。

(2) いじめの定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法)

文部科学省の「児童生徒問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では平成18年に、いじめは「一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と定義しています。現在、いじめられる側が精神的・身体的苦痛を認知し、いじめであると感じた時に、認知件数として報告することになっています。茅ヶ崎市内の小中学校では毎月、茅ヶ崎市教育委員会に「いじめ認知件数」の報告を行っています。

つまり、法律上のいじめの定義を簡単に表現すると『された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」』ということになります。この「法律上のいじめ」の特徴は、次の2点になります。

①痛い・不快などについて、どの程度感じたかは全く関係ない

②訴える側に落ち度があるか全く関係ない

「法律上のいじめ」にかかる指導や対応を通して、最終的に生徒に身につけてほしいことは、

①自分の感情に対する正しい対処方法を身につけること

②周りを気遣う考え方を身につけること

となります。教職員、生徒が一丸となって、いじめの解消に向けた行動をとらなければなりません。

認知件数が少ないことが、すなわちいじめの少ないよい学校とは限りません。校内のいじめを見逃しているかもしれないからです。いじめの認知件数が多くても、その後の指導により解決していくことが大事です。認知した後のいじめの解消率こそが学校が全力でいじめに立ち向かっていったかということの証になります。

(3) いじめの理解

いじめの構造は四層構造であると言われています。「いじめる側」「いじめられる側」の二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立ちます。傍観者の中からいじめを制止する「仲裁者」が現れるような学年、学級経営を行うことが大事になってきます。生徒の内面の成長を学校の教育活動全般でめざしていく必要があります。

第2 いじめ防止等に関する内容

1 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止の基本は、まず第一に日々の授業です。わかりやすい授業、心の通い合う豊かなコミュニケーションが図れる授業に主体的に取り組ませることにより自己有用感が育まれ、温かな自分の居場所を確認することができます。授業改善は、いじめ未然防止の基本です。また、いじめ防止について、生徒が積極的に関わる取組を進めます。

さらに、道徳や特別活動、総合的な学習の時間における体験学習などをおして、人権感覚や社会性を計画的に養うことも大切になります。体育大会やマラソン大会、合唱コンクールなどの行事に意欲的に取り組むことにより、集団の一員としての所属感が育まれ、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくることができます。教職員は、部活動を含めた学校の教育活動全般で、生徒と共感的に接しながら生徒の心を育てる取組を行うよう努めます。生徒の少しの変化も見逃さないように配慮し、保護者はもちろん、地域の方々とも連携を深め、未然防止に努めます。併せて、教職員が校内研修や職員会議等をおして、いじめは絶対に許さないという共通認識に立ち、組織的に対応します。

そして、生徒の自治活動を活性化し、自分たちの学校からいじめを追放し、いじめ根絶のための取組を自主的に行えるように指導します。生徒自らが学校生活を振り返り、自らの手で居心地のよい学校創りを行うように促すことで教育効果が高まります。

2 早期発見・早期対応のための取組

早期発見・早期対応のあり方として、小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解に努めることが大切です。また、いじめを発見したら一人の胸に納

めずに、学年、学校内で事実を共有し、管理職や生徒指導担当、いじめ防止対策委員会への報告を必ず行い、早期対応に努めます。

- ①早期発見のための生徒対象いじめアンケート調査 年2回(前期1回・後期1回)
- ②教育相談によるいじめについての聴き取り調査 年2回
- ③いじめに関する相談窓口の設置
 - ・スクールカウンセラー
 - ・心の教育相談員
 - ・いじめ相談担当教諭(生徒指導担当教諭)

3 早期解決のための取組

生徒がいじめられていたり、いじめの疑いのある現場に遭遇した際には、すぐにいじめを止めさせる等の対応を行います。生徒や保護者、あるいは見ていた生徒からいじめの相談を受けた際には、事実をすぐに確認します。

教員ひとりが対応するのではなく、学年職員やいじめ防止対策委員会へ直ちに報告し、学年等の単位で複数の教員がチームを組んで、いじめについての状況を確認、情報収集を行い、いじめられている生徒の保護や支援、いじめた生徒への指導を継続的に行います。

また、双方の保護者への対応や指導、助言、さらに、いじめを見ていた生徒等への指導も同時に行っていきます。

犯罪行為として取り扱う必要のある事案については、速やかに茅ヶ崎市教育委員会並びに茅ヶ崎警察署と連携して対応します。

4 携帯電話やインターネット等によるいじめへの対応

未然防止に向け、生徒(1年生)、新入生保護者対象に「SNS講演会」を開催し、匿名の危険性等インターネット情報の特性への理解や啓発を図ります。教科や道徳の授業においても情報モラル教育を行い学習を進めます。

5 いじめ防止等対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)
第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。(いじめ防止対策推進法)

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 委員

組織A 校長 教頭 教務主任 学年主任 生徒指導担当 養護教諭
教育相談コーディネーター
*月1回定例開催・・・企画調整会議終了後

組織B Aにプラスして
スクールカウンセラー 心の教育相談員 ふれあい補助員
*必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、
県警本部少年相談保護センター、家庭児童相談室、中央児童相談所、
茅ヶ崎警察署等の関係機関と連携を図る。
*定例では各学期に1回開催

定期的を開催する組織としては上記のとおりですが、いじめの内容によっては、当該生徒の学級担任や学年職員、部活動顧問等、関係者を招集して、委員会を開催します。さらに、重大事態の発生時については、茅ヶ崎市教育委員会に報告し、連携した組織を立ち上げ対応します。

(3) 役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・毎月の市教委への「いじめ認知件数」の報告と対応について確認する役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、ただちに学年で対応すると共に緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

第3 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校による調査

直ちに、組織Bの委員会を開催し、速やかに情報収集にあたります。必要に応じて、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、県警本部少年相談保護センター、家庭児童相談室、中央児童相談所、茅ヶ崎警察署等と連携を図ります。

対応した内容については、報告文書にまとめます。いじめを受けた生徒、保護者に対して調査結果の説明を行います。

また、当該生徒、保護者が希望する場合は、学校としての所見を添えて、調査結果の報告を提出します。

3 学校の設置者への報告

学校による調査結果は、茅ヶ崎市教育委員会に報告します。

学校主体の調査では、十分な結果が得られないと茅ヶ崎市教育委員会が判断した場合は、市教育委員会附属機関「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」に従って、調査を行います。

また、調査結果について、市長が必要と認めた場合、市長部局にある附属機関「茅ヶ崎市いじめ問題再調査会」による再調査を行います。それを受け、指示に従い再調査を行います。

第4 その他

いじめを隠蔽せず、学校としていじめをなくす取組を推進するために、学校評価項目において、適正に自校の取組を評価します。